



秋葉区「九条の会」事務局
新津教育会館内
新潟市秋葉区善道町2-9-44
Tel 0250-23-0764 Fax 0250-23-0764
<http://9jo.iinaa.net/index.htm>

秘密保護法、戦争法、共謀罪…戦争する国3点セット

「共謀罪」法案に反対しよう

安倍内閣は、今国会で「テロ等準備法」(共謀罪)の成立を狙っています。秋葉区9条の会は、憲法9条を守るため、「戦争する国づくり」に反対してきました。「秘密保護法」、「戦争法」に、「共謀罪法」が付け加わったら、戦前の戦争国家と変わらない国になります。

軍事機密保護法、明治憲法、治安維持法の3点セットが、国民の口を封じ、あの無謀な侵略戦争を引き起こしました。この誤りを繰り返してはなりません。「テロ等準備法」(共謀罪)の問題点を整理してみましょう。

1、「共謀」が犯罪なら、「人の内心」を処罰する法律となる

共謀の内容は、人の内心に踏み込まない限り、他人が認定することができません。人の内心を処罰する法律は、憲法19条の思想・良心の自由を真っ向から否定するものになります。

2、「共謀」の捜査は、国民への日常的な監視、通信傍受、密告等…恐ろしい社会になる

戦前の治安維持法により逮捕された人は数十万人、その中で検事局に送検された人は75,681人に及びました。国民への日常監視、通信(メール、携帯電話)傍受、封書の開封、密告者の潜入等、権力者が常時、国民を監視する恐ろしい社会の出現となります。

3、日本には、銃砲刀剣類所持等取締法があり、テロ行為は取り締まれる

安倍内閣は、東京オリンピックでのテロ防止を口実にこの法案の必要性を説明していますが、日本には、「銃砲刀剣類所持等取締法」があります。これで、テロ行為の準備行為を取り締まれます。

4、テロは口実、適用「罪種」は600以上…解釈次第でいくらでも広がる

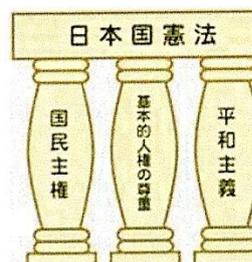
「テロ等準備罪」となっていますが、「4年以上の懲役、禁固刑」が対象になっていて、罪種は676に及びます。「組織的犯罪集団」の解釈は、捜査当局の判断次第でいくらでも広げられます。「表現の自由」や「結社の自由」を脅かす、平成の治安維持法を許してはなりません。

自民党憲法改正草案で将来の日本はどうか？（その2）

<立憲主義について>

櫻井よし子氏の発言が当を得ているかどうか、まずは日本国憲法、第三章の内容を見てみましょう！！（これは条文そのままではありませんが、内容は変えていません）

- 1、基本的人権は侵すことのできない永久の**権利**（第11条）
- 2、この憲法が国民に保障する**権利**は国民の不断の努力が必要（第12条）
ただし、**権利**の濫用はいけない。公共の福祉に利用する**責任**が明記
- 3、生命、**自由**、幸福追求に対する**権利**の国政上の尊重（第13条）
- 4、公務員の選定、及び罷免は国民の**権利**（第15条）
選挙時誰を選ぶかに関しては公的にも私的にも**責任**を問われない（同条4項）
- 5、平穩に請願する**権利**（第16条）
- 6、思想及び良心の**自由**は、これを侵してはならない（第19条）
- 7、信教の**自由**は、何人に対してもこれを保障する（第20条）
- 8、一切の表現の**自由**は、これを保障する（第21条）
- 9、居住、移転及び職業選択の**自由**（第22条）
外国に居住し、又は国籍を離脱する**自由**を侵されない（同条2項）
- 10、学問の**自由**は、これを保障する（第23条）
- 11、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立、夫婦は同等の**権利**を有する（第24条）
 - 12、健康で文化的な最低限度の生活を営む**権利**を有する（第25条）
 - 13、能力に応じて、等しく教育を受ける**権利**を有する（第26条）
保護者が子供に普通教育を受けさせる**義務**を負う（同条2項）
 - 14、国民は勤労の**権利**を有し、**義務**を負う（第27条）
 - 15、勤労者の団結する**権利**、団体行動をする**権利**（第28条）
 - 16、納税の**義務**（第30条）
- 17、生命、若しくは**自由**を奪われることはない（法律の定める刑罰は別）（第31条）
- 18、裁判を受ける**権利**（第32条）
- 19、理由のない、又は弁護人に依頼する**権利**なしでは抑留や拘禁はされない（第34条）
- 20、住居等の不可侵の**権利**（正当な理由があれば別）（第35条）
- 21、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける**権利**（第37条）
- 22、適法な行為、無罪とされた行為については刑事上の**責任**は問われない
又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の**責任**は問われない（第39条）



国民の権利とは権力者の義務です

※ どうですか？どの権利も自由も国民を幸せにするために権力者がしなければいけないこと、してはいけないことばかりです。裏を返せば**国民の権利とは権力者の義務**です。これが**立憲主義**と言われるものです。これが自民党草案になるとどうなるか次回にお示しすることにします。

